

四半期報告書

(第40期第2四半期)

自 平成27年7月1日
至 平成27年9月30日

株式会社 ウィザス

大阪府中央区備後町三丁目6番2号
KFセンタービル

(E04850)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
第3 提出会社の状況	7
1 株式等の状況	7
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	8
(4) ライツプランの内容	8
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	9
(6) 大株主の状況	9
(7) 議決権の状況	9
2 役員の状況	10
第4 経理の状況	11
1 四半期連結財務諸表	12
(1) 四半期連結貸借対照表	12
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	14
四半期連結損益計算書	
第2 四半期連結累計期間	14
四半期連結包括利益計算書	
第2 四半期連結累計期間	15
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	16
2 その他	21
第二部 提出会社の保証会社等の情報	22

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年11月10日
【四半期会計期間】	第40期第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）
【会社名】	株式会社ウィザス
【英訳名】	With us Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 生 駒 富 男
【本店の所在の場所】	大阪市中央区備後町三丁目6番2号 KFセンタービル
【電話番号】	06（6264）4202（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役統括支援本部長 井 尻 芳 晃
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区備後町三丁目6番2号 KFセンタービル
【電話番号】	06（6264）4202（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役統括支援本部長 井 尻 芳 晃
【縦覧に供する場所】	株式会社ウィザス 東京本部 （東京都港区芝一丁目5番9号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第39期 第2四半期 連結累計期間	第40期 第2四半期 連結累計期間	第39期
会計期間	自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売上高 (千円)	6,414,222	6,231,171	13,819,927
経常利益 (千円)	62,309	116,787	1,029,936
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (千円)	67,831	127,115	362,826
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	245,533	118,821	588,086
純資産額 (千円)	4,222,478	4,549,151	4,509,689
総資産額 (千円)	12,198,002	10,817,410	12,489,948
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	6.74	12.63	36.06
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	12.62	—
自己資本比率 (%)	32.9	39.7	34.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△123,118	△1,055,800	1,894,141
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△134,905	199,947	△184,839
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	521,824	△125,558	△1,137,479
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	3,541,834	2,868,444	3,849,856

回次	第39期 第2四半期 連結会計期間	第40期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	33.93	32.31

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含んでおりません。
- 3 第39期第2四半期連結累計期間及び第39期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「四半期純利益」を「親会社株主に帰属する四半期純利益」としております。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、政府・日銀による経済対策や金融緩和策等を背景に、企業収益の向上・雇用情勢の改善などがみられるなど、緩やかな回復基調が続いておりますが、個人消費につきましては、円安による消費者物価の上昇や節約志向から、先行きは不透明な状況にあります。

当業界におきましては、少子化傾向の継続する中、同業他社や他業態との競争激化などとともに、サービス形態の多様化や資本・業務提携およびM&A等の動きがより一層顕著になっております。

このような経営環境の中、当社グループにおきましては、独自の意欲喚起教育EMS（※）の推進とともに、授業品質の向上に取り組み、顧客満足度の更なる向上に努めてまいりました。その結果、日本最大級の塾・予備校検索サイト「塾ナビ」の大阪府学習塾ランキングにおいて集团塾部門第一位となりました。

更に、サービス形態の多様化対応として、主要事業においてICTを活用した映像配信授業を本格的に実施するとともに、株式会社浜教育研究所との合弁企業として設立しました株式会社浜第一ゼミナールでも新タイプの個別指導教室を展開してまいりました。

また、企業収益の向上と体質の強化を目的として、前連結会計年度までの構造改革を踏襲し、ローコスト・オペレーションも継続してきております。

以上の結果として、当第2四半期連結累計期間における連結業績につきましては、売上高は62億31百万円（前年同期比2.9%減）となりましたが、営業利益は98百万円（同110.0%増）、経常利益は1億16百万円（同87.4%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は投資有価証券売却益・保険解約返戻金・受取補償金等の特別利益の計上により、1億27百万円（同87.4%増）となりました。

尚、当社グループの収益構造は、新年度開始となる4月の生徒数が通期で最も少なく、その後増加していくことや夏・冬・春の季節講習会時に売上高が通常月以上に増加することに加え、上期は固定費や広告宣伝費の先行投資的費用が発生するため、季節的な収益変動要因があります。

（注）※EMS（the Educational Method of Self-motivation）は当社40年間の指導経験に、最新の脳科学の研究成果を活かすことで確立した独自の意欲喚起教育で、プラス思考の重要性の理解とキャリア教育プログラムや前向きに勉強することの大切さを伝える指導で構成されています。このことにより、単に教科学習だけに終わらず、他者に支えられていることに感謝しながら、主体的に自己成長を図るといった高度な教育サービスです。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

①学習塾事業

学習塾事業におきましては、授業品質向上のための研修強化等の施策を推進し、競合力の強化と人材の育成に注力してまいりました。また、ICTを活用した映像授業の配信を従来の集団・個別指導コースにも付加的に拡充し、教育サービス力の向上を推進してまいりました。

当第2四半期連結累計期間における校舎の変動としては増床2校を実施し、校舎数は173校となりました。生徒数につきましては、前期末に11校の統廃合を実施した影響もあり、当第2四半期末生徒数は19,797名（前年同期比4.4%減）、売上高は37億47百万円（同2.0%減）となりました。

②高校・キャリア支援事業

高校・キャリア支援事業におきましては、今年度より通信制高校としての特色を活かしICT教育の本格的推進と魅力あるコースの拡充を図ってまいりました。全生徒を対象にタブレット端末を貸与し、タブレット上でのレポート作成・提出・進捗管理を一体的に行っております。また、独自の映像授業やライブ配信授業等を組み合わせ、さまざまな学習スタイルに対応し、より分かりやすく、興味・関心度を高める授業サービスを提供しております。更に、多様なスペシャリスト育成に貢献するため、他の教育機関・団体等との提携を進めており、芸能プロダクション「ワタナベエンターテインメント」が運営する「渡辺高等学院」と提携した芸能コースやサッカーを中心としたスポーツコース、美容専門学校との提携による美容コース、トリマーやペットショップスタッフ育成のペットコースなど多様なコースを展開してまいりました。

当第2四半期連結累計期間における校舎の変動としては、移転2校・減床5校・業態転換1校を実施し、校舎数は38校となりました。生徒数につきましては、高等学校及び社会人向けキャリア教育中心の商品ラインへ整備を図ったことにより、従来設置していた高認コースを廃止しており、当第2四半期末生徒数は6,501名（前年同期比4.1%減）となりました。しかしながら、ICT活用等、付加価値の向上に伴う授業料単価向上により、売上高は17億91百万円（同0.6%減）となりました。

③その他

その他につきましては、主に、広告事業、ICT教育・能力開発事業及び企業内研修ポータルサイト・コンテンツ開発販売事業に係る業績を計上しており、売上高は6億92百万円（前年同期比12.2%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて23.8%減少し、37億91百万円となりました。これは主に、現金及び預金が増加し、授業料等未収入金が3億36百万円それぞれ減少したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて6.5%減少し、70億26百万円となりました。これは主に、その他に含まれる繰延税金資産が1億8百万円、保険積立金が2億37百万円それぞれ減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて13.4%減少し、108億17百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて24.8%減少し、37億16百万円となりました。これは主に、短期借入金が2億円増加し、前受金が8億49百万円、未払法人税等が1億66百万円、支払手形及び買掛金が1億38百万円それぞれ減少したことによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて16.0%減少し、25億51百万円となりました。これは主に、長期借入金が1億円、社債が70百万円、その他に含まれる長期未払金が2億94百万円それぞれ減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて21.5%減少し、62億68百万円となりました。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べて0.9%増加し、45億49百万円となりました。これは主に、利益剰余金が増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、以下に記載のキャッシュ・フローにより28億68百万円となり、前第2四半期連結累計期間に比べて6億73百万円減少しました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動による資金の減少は10億55百万円（前年同期は1億23百万円の資金の減少）であり、これは主に、売上債権の減少額3億56百万円、前受金の減少額8億49百万円、法人税等の支払額2億27百万円、非資金項目として減価償却費の計上2億2百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動による資金の増加は1億99百万円（前年同期は1億34百万円の資金の減少）であり、これは主に、保険積立金の解約による収入4億25百万円、投資有価証券の売却による収入84百万円、保険積立金の積立による支出1億33百万円、有形固定資産の取得による支出81百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動による資金の減少は1億25百万円(前年同期は5億21百万円の資金の増加)であり、これは主に、短期借入れによる収入6億40百万円、短期借入金の返済による支出4億40百万円、長期借入金の返済による支出1億43百万円、社債の償還による支出88百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

1 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社企業価値の源泉である当社の教育理念及び経営理念、多くのステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を、中長期的に確保、向上させ得る者が望ましいと考えております。

もとより、当社取締役会は、当社が上場企業である以上、当社株式等の売買は、当社株主の皆様の判断においてなされるのが原則であり、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合においても、その諾否は、最終的には株主の皆様の自由なご意思により判断されるべきものであると考えており、大規模買付行為を全て否定するものではありません。

しかしながら、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合、その目的・手法等から見て会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討し、或いは当社取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

当社は、当社株式等に対してこのような大規模買付行為を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

2 当社の財産の有効活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取組み

当社は、「顧客への貢献」、「社員への貢献」、「社会への貢献」という経営理念及び一人一人の生徒を育むことを重視する「1/1の教育」という教育理念の下、「“社会で活躍できる人づくり”を実現できる最高の教育機関をめざす」というコーポレートビジョンの具現化を継続して追及してきております。

当社は、常に中長期的な視野を持って、「学習塾事業」、「高校・キャリア支援事業」の強化を図るとともに、ICT等による新たな教育サービス・教育コンテンツを提供する事業を開始し、それぞれの収益事業を展開することで、より一層の経営基盤の強化を図っています。今後も中長期的な視点から、経営基盤を強固なものとするための競合優位に導く施策を実施し、これによって高いレベルでの顧客の満足と社員の満足の両立と、企業価値の向上を実現してまいります。そして、成果として得られた企業業績の向上による価値を株主・顧客・社員に対し還元していくことで、さらなる企業価値創造に結び付けてまいります。

(「学習塾事業」部門)

学習塾事業においては、集団指導や個別指導といった、生徒・保護者の多様な教育ニーズに応え得るサービスの提供を拡充するとともに、中学受験・高校受験・大学受験と一貫して、モチベーションのアップにより学力の向上と人間力の成長を図る教育手法で成績向上に柱を置いた指導を実現してきております。また、顧客満足度向上のため研修強化や教員ランク制の導入など授業品質向上をはじめとする教育サービス全体の品質向上を目指した各種施策と、顧客ニーズの高い個別指導校舎の出店戦略に加え、ICTを活用した授業の拡充により、競合力の強化を図りつつ、一層の認知拡大と収益の拡大に結び付けてまいります。

(「高校・キャリア支援事業」部門)

高校・キャリア支援事業においては、平成24年4月に通信制高校子会社2社を吸収合併し、新ブランドへの名称統一と合わせて、シナジー拡大と経営効率の向上を図り、新規入学学生の増加に向けて、新しい生徒募集ルートの開拓を進めてまいりました。今後も通信制高校の特性を活かした学習機会の提供を行ってまいります。あらたに地域に根差し、地域全体で生徒を育む教育プログラムを展開し、社会人向けには介護・保育・社会人基礎力育成等の資格取得講座を展開するなど魅力ある教育サービスを提供し、競合他社との差別化を図ってまいります。

(その他)

その他においては、WEB上での各種教育サービスを提供する事業者や教育機関との提携による「仮想学校」など、ICTを活用した新たな教育サービスを当社グループ全体で提供してまいりました。今後もICT教育プラットフォームの提供を本格的に進め、学校・学習塾及び資格系・英会話系等の専門教育機関に加え、企業向け新入社員教育及び営業支援向け社内教育や、児童英語教育サービスの教材や特許権を取得している速読

の能力開発教材・システムの販売を行い、新たなビジネスモデルの展開による積極的な市場開発を目指してまいります。

当社は、コーポレートガバナンスの充実及びコンプライアンスの徹底を当社グループ全体の経営の軸として、株主及びステークホルダーの皆様の信頼と期待に応え、当社の企業価値の向上に努めております。

当社はコーポレートガバナンス充実策の一環として、弁護士、公認会計士という立場での、企業の経営管理のあり方に高い識見を有する社外監査役2名を選任しております。また、取締役会の機能を経営の基本方針、経営に関する重要事項の意思決定機関、取締役の職務執行の監督機関と明確に位置づけております。さらに、取締役の職務執行を補完し、より事業運営を円滑に進めるために執行役員制度を設け、執行役員が取締役と連携し、企業価値向上を目指し業績確保・業務改革・顧客満足度向上実現やIR拡充などの主要経営管理機能の充実にスポットを当て、業務執行に反映させております。

また、当社はコンプライアンスの徹底策として、平成18年5月19日に内部統制システム構築の基本方針を定め、コンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス基本規程・経営リスク管理規程・社内通報保護規程の制定を行った上で、当社グループのコンプライアンスの推進に取り組んでおり、今後も継続してコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年11月16日開催の当社取締役会において1で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「旧対応策」といいます。）の導入を決議いたしました。その後、当社は経済産業省企業価値研究会をはじめとする買収防衛策に関する議論等の動向等を踏まえ、基本方針を一部変更するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、旧対応策を一部修正した「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本対応策」といいます。）を3年間更新することについて平成23年6月24日、平成26年6月26日開催の定時株主総会でそれぞれ株主の皆様の承認を得ました。

本対応策は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後、または株主意思確認総会を開催する場合にあっては当該株主意思確認総会終了後に大規模買付行為を開始する、という一定の合理的なルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）の遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を対抗措置をもって抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

当社の株式等について大規模買付行為が行われる場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言及び意向表明書を、日本語にて提出を求めます。当社取締役会は、意向表明書受領後、10営業日以内に株主及び投資家の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分と考える情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に対して交付し、リストに従って十分な情報を日本語にて提供を求めます。大規模買付者は大規模買付情報のリストが交付されてから60日以内に大規模買付情報の提供を完了するものとします。もっとも、大規模買付情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容及び規模によって異なることもありうるため、30日間を限度として、大規模買付情報の提供期間を延長することができるものとします。大規模買付者が必要情報の提供を完了した後は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とし、当社取締役会は、独立委員会に対抗措置発動の是非、株主意思確認総会の要否その他当該大規模買付行為に関連する事項について諮問し、また、弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を受けながら、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見をとりまとめます。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様への代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応策の適正な運用及び本対応策に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その決定の客観性・合理性を確保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、対抗措置を発動するか否か、対抗措置を発動することにつき株主意思確認総会を開催するか否か等の本対応策に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問するものとします。

独立委員会は当社取締役会より諮問された事項その他につき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損防止の観点から、当該大規模買付行為について、中立的な立場で慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し勧告等を行います。なお、当社取締役会は、対抗措置の発動、株主意思確認総会の開催を含む独立委員会に対する諮問事項等につき最終的な決定を行うにあたっては、独立委員会の勧告等を最大限尊重いたします。当社取締役会は、独立委員会の勧告、または株主意思確認総会の決議内容に従い、対抗措置の発動・不発動等の決議を行います。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に勧告をなすに至らない場合、又は当社取締役会が、取締役会評価期間内に大規模買付行為に対する当社取締役会の意見を形成し、当社取締役会の決定による対抗措置を講じるか否か、または、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合（取締役会決議による対抗措置を講じないとの判断に至った場合でも、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合を含みます。）、当社取締役会は、独立委員会に諮問の上、上限を30日間として、必要な範囲で取締役会評価期間を延長することができるものとします。

当社取締役会が具体的対抗措置として、新株予約権無償割当てをする場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者は行使が認められないという行使条件や、当該行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、対価として当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を定めるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件等を設けることがあります。また、当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した後であっても、当該大規模買付者が大規模買付行為もしくはその提案の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告等を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。当社取締役会は、このような決議を行った場合は、速やかに開示いたします。

4 各取組みに対する当社取締役の判断及びその判断に係る理由

2に記載した中長期的な経営計画に基づく取組みは、当社グループの企業価値を向上させるものであり、またコーポレートガバナンスの充実・コンプライアンスの徹底に向けての取組みは、単年度ごとの事業計画を推進し企業価値向上を図る上での基盤となるものと考えています。従って、かかる取組みは上記基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、3に記載した基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応策の継続及び廃止は株主の皆様のご意思に沿うものとなっていること、本対応策は当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によりいつでも廃止することができること、対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、独立委員会の勧告等を得て、当社取締役会はこれを最大限尊重することとし、加えて、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認するなど、本対応策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続が盛り込まれており、この点からも本対応策が基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことが明らかであります。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	44,760,000
計	44,760,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数 (株) (平成27年9月30日)	提出日現在 発行数 (株) (平成27年11月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,440,000	10,440,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
計	10,440,000	10,440,000	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成27年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年7月24日
新株予約権の数 (個)	372
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	37,200 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成27年7月25日 至 平成47年7月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 317 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件	取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、一括して行使する。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権の目的である株式の数は新株予約権1個当たり100株とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとします。

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとします。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後の行使価額に新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編後行使価格は再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
（注）2に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 再編対象会社による新株予約権の取得条項
以下、①から⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案。
 - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案。
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案。
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案。
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について、当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によって、その全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案。
 - (10) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年7月1日～ 平成27年9月30日	—	10,440,000	—	1,299,375	—	1,517,213

(6) 【大株主の状況】

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社ヒントアンドヒット	大阪府中央区備後町3-3-3	1,238	11.85
株式会社増進会出版社	静岡県駿東郡長泉町下土狩字柄在家105-17	626	6.00
ウィザス社員持株会	大阪府中央区備後町3-6-2 KFセンタービル	508	4.86
堀川直人	大阪府松原市	466	4.46
堀川明人	大阪府松原市	466	4.46
堀川一晃	大阪府松原市	271	2.59
株式会社明光ネットワークジャパン	東京都新宿区西新宿7-20-1	267	2.56
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都中央区晴海1-8-12	267	2.55
株式会社市進ホールディングス	千葉県市川市八幡2-3-11	220	2.10
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	217	2.07
計	—	4,547	43.56

(注) 上記のほか、自己株式が377千株あります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 377,700	—	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,060,100	100,601	同上
単元未満株式	普通株式 2,200	—	—
発行済株式総数	10,440,000	—	—
総株主の議決権	—	100,601	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が22,800株及び自己株式のうち実質的に保有していない株式1,000株が含まれております。また、「議決権の数(個)」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数228個及び自己株式のうち実質的に保有していない株式に係る議決権の数10個が含まれております。

②【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
株式会社ウィザス	大阪市中央区備後町3-6-2 KFセンタービル	377,700	—	377,700	3.62
計	—	377,700	—	377,700	3.62

(注) 上記のほか株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が1,000株（議決権の数10個）あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式に含まれております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,940,808	2,965,396
受取手形及び売掛金	144,440	124,573
授業料等未収入金	407,232	70,318
教材	44,570	36,760
商品及び製品	27,086	29,292
原材料及び貯蔵品	7,265	8,038
その他	443,368	594,700
貸倒引当金	△39,669	△37,672
流動資産合計	4,975,102	3,791,408
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,758,320	2,708,711
その他（純額）	1,111,657	1,112,125
有形固定資産合計	3,869,978	3,820,837
無形固定資産		
のれん	6,337	4,752
その他	325,763	358,019
無形固定資産合計	332,100	362,772
投資その他の資産		
投資有価証券	831,159	787,187
敷金及び保証金	1,217,673	1,143,460
その他	1,290,242	938,021
貸倒引当金	△26,308	△26,278
投資その他の資産合計	3,312,766	2,842,391
固定資産合計	7,514,845	7,026,001
資産合計	12,489,948	10,817,410

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	252,805	114,320
短期借入金	310,889	510,974
1年内償還予定の社債	158,000	140,000
1年内返済予定の長期借入金	336,681	293,353
未払法人税等	247,046	80,928
前受金	2,579,453	1,729,724
賞与引当金	154,344	178,843
その他	905,163	668,667
流動負債合計	4,944,383	3,716,812
固定負債		
社債	230,000	160,000
長期借入金	696,595	596,081
役員退職慰労引当金	16,453	17,493
退職給付に係る負債	865,568	872,054
資産除去債務	670,857	653,376
その他	556,401	252,440
固定負債合計	3,035,874	2,551,445
負債合計	7,980,258	6,268,258
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,299,375	1,299,375
資本剰余金	1,517,213	1,516,713
利益剰余金	1,922,689	1,969,305
自己株式	△143,724	△143,724
株主資本合計	4,595,553	4,641,670
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	200,423	173,100
土地再評価差額金	△650,054	△650,054
退職給付に係る調整累計額	147,667	130,659
その他の包括利益累計額合計	△301,963	△346,294
新株予約権	-	2,948
非支配株主持分	216,099	250,826
純資産合計	4,509,689	4,549,151
負債純資産合計	12,489,948	10,817,410

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
売上高	6,414,222	6,231,171
売上原価	4,930,273	4,798,936
売上総利益	1,483,949	1,432,235
販売費及び一般管理費	※ 1,437,232	※ 1,334,115
営業利益	46,716	98,120
営業外収益		
受取利息	3,007	4,235
受取配当金	10,678	10,436
持分法による投資利益	7,162	308
イベント協力金収入	5,123	4,743
その他	14,911	13,870
営業外収益合計	40,883	33,595
営業外費用		
支払利息	16,273	9,214
貸倒引当金繰入額	—	3,449
その他	9,016	2,265
営業外費用合計	25,290	14,929
経常利益	62,309	116,787
特別利益		
固定資産売却益	500	23
投資有価証券売却益	—	44,056
関係会社株式売却益	1,026	—
持分変動利益	28,032	—
保険解約返戻金	27,444	54,104
受取補償金	—	46,190
特別利益合計	57,002	144,374
特別損失		
固定資産除却損	2,711	1,976
減損損失	11,855	—
投資有価証券評価損	11,769	—
特別損失合計	26,335	1,976
税金等調整前四半期純利益	92,976	259,185
法人税、住民税及び事業税	75,817	53,494
法人税等調整額	△45,420	42,538
法人税等合計	30,397	96,033
四半期純利益	62,579	163,151
非支配株主に帰属する四半期純利益又は 非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△5,252	36,036
親会社株主に帰属する四半期純利益	67,831	127,115

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
四半期純利益	62,579	163,151
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	15,355	△27,322
退職給付に係る調整額	167,598	△17,007
その他の包括利益合計	182,954	△44,330
四半期包括利益	245,533	118,821
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	250,785	82,784
非支配株主に係る四半期包括利益	△5,252	36,036

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	92,976	259,185
減価償却費	286,649	202,060
減損損失	11,855	—
株式報酬費用	—	2,948
保険解約返戻金	△27,444	△54,104
持分変動損益 (△は益)	△28,032	—
のれん償却額	1,942	1,584
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△28,467	△2,026
賞与引当金の増減額 (△は減少)	20,261	24,499
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△55,399	△18,906
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△402,443	1,039
受取利息及び受取配当金	△13,685	△14,672
支払利息	16,273	9,214
持分法による投資損益 (△は益)	△7,162	△308
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△44,056
関係会社株式売却損益 (△は益)	△1,026	—
投資有価証券評価損益 (△は益)	11,769	—
売上債権の増減額 (△は増加)	382,568	356,780
たな卸資産の増減額 (△は増加)	22,704	5,381
仕入債務の増減額 (△は減少)	△116,493	△138,484
前受金の増減額 (△は減少)	△609,454	△849,729
その他の資産の増減額 (△は増加)	△5,555	△14,119
その他の負債の増減額 (△は減少)	474,804	△559,691
その他	2,211	1,927
小計	28,851	△831,479
利息及び配当金の受取額	12,319	13,544
利息の支払額	△16,504	△10,372
法人税等の支払額	△147,784	△227,493
営業活動によるキャッシュ・フロー	△123,118	△1,055,800
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△95,857	△81,763
無形固定資産の取得による支出	△69,961	△68,750
投資有価証券の取得による支出	△97,500	—
投資有価証券の売却による収入	72,096	84,165
関係会社株式の取得による支出	—	△22,500
関係会社株式の売却による収入	13,290	—
資産除去債務の履行による支出	△47,140	△24,110
差入保証金及び敷金等の増減額 (△は増加)	117,401	27,719
保険積立金の積立による支出	△141,490	△133,936
保険積立金の解約による収入	120,767	425,905
その他	△6,511	△6,780
投資活動によるキャッシュ・フロー	△134,905	199,947

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,455,649	640,084
短期借入金の返済による支出	△565,566	△440,000
長期借入金の返済による支出	△158,021	△143,841
社債の償還による支出	△119,000	△88,000
リース債務の返済による支出	△43,430	△11,397
非支配株主からの払込みによる収入	39,870	—
配当金の支払額	△80,727	△80,594
非支配株主への配当金の支払額	△6,950	△1,310
連結の範囲の変更を伴わない 子会社株式の取得による支出	—	△500
財務活動によるキャッシュ・フロー	521,824	△125,558
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	263,800	△981,411
現金及び現金同等物の期首残高	3,278,033	3,849,856
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 3,541,834	※ 2,868,444

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

当第2四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変更を伴わない子会社株式の取得に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

当該変更による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

金融機関、取引先に対する債務保証として次のものがあります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
金融機関との契約に基づく従業員貸付制度の 従業員借入額に対する債務保証	2,879千円	2,015千円
取引先(株)JBSファシリティーズ)の建物 賃貸借契約に対する債務保証	304,000千円	292,000千円

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
広告宣伝費	371,788千円	375,512千円
賞与引当金繰入額	17,321千円	18,296千円
退職給付費用	1,476千円	3,972千円
役員退職慰労引当金繰入額	4,328千円	1,039千円
貸倒引当金繰入額	△3,253千円	△4,303千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
現金及び預金勘定	3,638,780千円	2,965,396千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△96,946千円	△96,952千円
現金及び現金同等物	3,541,834千円	2,868,444千円

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至平成26年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月27日 取締役会	普通株式	80,498	8.0	平成26年3月31日	平成26年6月11日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間
末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年11月7日 取締役会	普通株式	55,342	5.5	平成26年9月30日	平成26年12月5日	利益剰余金

II 当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至平成27年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月26日 取締役会	普通株式	80,498	8.0	平成27年3月31日	平成27年6月10日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間
末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年11月9日 取締役会	普通株式	80,498	8.0	平成27年9月30日	平成27年12月7日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	学習塾事業	高校・キャ リア支援事 業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	3,823,338	1,802,492	5,625,830	788,391	6,414,222	—	6,414,222
セグメント間の内部 売上高又は振替高	84	—	84	402,917	403,002	△403,002	—
計	3,823,423	1,802,492	5,625,915	1,191,309	6,817,224	△403,002	6,414,222
セグメント利益	510,195	78,888	589,084	46,106	635,190	△588,474	46,716

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、能力開発事業、企業内研修ポータルサイト・コンテンツ開発販売事業、デジタル教育サービス事業及び広告事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額△588,474千円には、セグメント間取引消去2,428千円、のれん償却額△1,942千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△588,960千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	学習塾事業	高校・キャ リア支援事 業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	3,747,979	1,791,184	5,539,163	692,008	6,231,171	—	6,231,171
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	413,356	413,356	△413,356	—
計	3,747,979	1,791,184	5,539,163	1,105,364	6,644,528	△413,356	6,231,171
セグメント利益	465,439	50,995	516,435	65,519	581,954	△483,834	98,120

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、広告事業、ICT教育・能力開発事業及び企業内研修ポータルサイト・コンテンツ開発販売事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額△483,834千円には、セグメント間取引消去2,163千円、のれん償却額△1,584千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△484,413千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	6円74銭	12円63銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	67,831	127,115
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	67,831	127,115
普通株式の期中平均株式数(千株)	10,062	10,062
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	12円62銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	13
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成27年11月9日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 配当金の総額…………… 80,498千円
- (ロ) 1株当たりの金額…………… 8円
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……… 平成27年12月7日

(注) 平成27年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月9日

株式会社ウィザス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 生 越 栄美子 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 目 細 実 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウィザスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウィザス及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。